

全国中小企業団体中央会役員退職手当規程

平成 22 年 8 月 17 日

(総 則)

第 1 条 全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、その者の退職の日における月例支給額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給及び返納等)

第 3 条 退職手当は、役員が退職したときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給するものとする。ただし、退職手当の支給制限及び返納の取り扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 12 条から第 17 条までの規定（第 12 条第 1 項第 2 号、第 13 条第 4 項、第 8 項及び第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 4 項、第 15 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 5 項、第 16 条第 3 項並びに第 17 条第 2 項、第 5 項及び第 8 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「全国中央会」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「全国中央会の業務」と、「職員」とあるのは「役員」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、退職した日から遅滞なく支給するものとする。
- 3 退職者であって在職中の業務遂行について、特に功績があったと会長が認めるときは、第 2 条に規定する退職金のほかに慰労金を支給することができる、

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、選任の日から起算して暦にしたが

って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 第2条第1項ただし書の場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の場合の扱い）

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給は、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において同一の役員若しくは役職を異にする役員に選任されたときも同様とする。

（退職手当に係る特例）

第6条 役員のうち会長の要請に応じ、国家公務員（退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書の適用に係る月例支給額は、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、会長がそのつど定めるものとする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額は、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案して会長が定める額とする。

(遺族の範囲)

第7条 第3条第1項に規定する遺族の範囲は及び順位については、退職手当法第2条の2第1項、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第8条 遺族からの排除については、退職手当法第2条の2第4項の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(雑 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年8月17日から施行する。
- 2 平成元年4月19日制定の「事務局常勤役員退職金支給規程」を廃止する。